

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和8年3月16日(月) 至 午後 3時52分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	野村委員長 弘永委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 「山口県警察特定事業主行動計画」の目標項目・数値等の見直し
警務部長から、

県警察では、山口県警察特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍等に向けた取組を推進しており、3月31日をもって現行動計画の計画期間が終了することから、目標項目及び目標数値について検証と見直しを行い、新たな行動計画を策定するものである。

(1) 現行の目標項目及び目標数値

ア 職員の年次有給休暇の平均取得日数

15日以上

イ 出産補助休暇及び育児参加休暇の合計取得日数が5日以上の男性職員の割合
100%

ウ 男性職員の育児休業の取得率
60%

エ 全警察官に占める女性警察官の割合
約12%

(2) 検証結果

ア 年次有給休暇の取得状況

目標数値の15日以上について、年次有給休暇の平均取得日数は、令和5年度が15.6日、令和6年度が15.0日の取得と目標を達成しており、令和7年度の実績も概ね同程度の取得となる見込みである。

イ 出産補助休暇(最大3日)及び育児参加休暇(最大5日)の取得状況

現行の行動計画では、対象職員の100%が合計5日以上取得することを目標としているが、令和5年度以降70%台で推移しており、令和7年度の実績も同程度の取得であり、未達成となる見込みである。

ウ 男性職員の育児休業の取得状況

令和3年度以降取得率は年々上昇しており、令和6年度は対象となる男性職員の97.3%が育児休業を取得しており、令和7年度の実績も100%に近い

取得となる見込みである。

エ 女性警察官の割合

計画的な採用に取り組み、令和7年4月1日時点で女性の割合は12.4%となっており、目標を達成している。

(3) 目標項目及び目標数値の見直し

ア 年次有給休暇

目標項目及び目標数値のいずれも変更し、職員の60%が15日以上取得としたい。

年度ごとの平均取得日数や目標数値の達成状況等を分析した上で、見直し後の行動計画においては、職員の間で取得日数に大きな差が生じないように、さらに業務の見直しや所属間及び所属内の業務負担の平準化を進めるために目標を設定していく。

イ 職員一人当たりの月平均超過勤務時間

正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間について、県警察の職員1人当たりでは令和5年度に比べ令和6年度は増加している。見直し後の行動計画では、年次有給休暇の取得促進に併せ、月平均超過勤務時間を前年度実績より削減させるという目標を設定していく。

ウ 男性職員の育児休業の取得率

より実質的に共働きや共育てを定着させるため、目標項目及び目標数値のいずれも変更し、対象職員の85%が2週間以上取得を目標としたい。

エ 女性警察官の割合

第6次男女共同参画基本計画において、地方警察官の女性割合が令和13年度当初に14%とされる見込みであることから、県警察においても、目標数値14%、目標年度を令和13年度に設定し、性別を問わず広く募集を行い、優秀な者を採用していく。

(4) 推進項目の見直し

新規の追加項目として、勤務場所と勤務時間の柔軟化や、ハラスメントのない働きやすい職場環境の整備、職員の健康上の課題への取組を追加する。

(5) 今後の取組

新しい特定事業主行動計画を策定し、様々な取組を進めていく。

旨の説明があった。

今村委員から、「計画においての目標が全て実現できると良いと思う。推進項目の見直しで新たに設定される勤務場所と勤務時間の柔軟化や、ハラスメントのない働きやすい勤務環境の整備は重要である。さらに女性の活躍推進は、他県警察も含め多くの事業所等で取り組まれていると承知している。警察官は予め設定された労働時間の中だけで業務を完遂することが難しい面もあるので、フレックスタイム制などにより柔軟に対応することも必要かもしれない。ところで、男性職員の育児休業の取得目標は対象職員の85%が2週間以上取得とされている理由は何か。2週間以上では取得が難しい部分もあるかもしれないが、引き続き働きやすい職場づくりに努めてほしい。」旨の発言があり、警務部長から、「政府の基本方針であることも未来戦略方針において、公務員は令和12年までに2週間以上の育児休業取得率85%と示されているためである。」旨の説明があった。

弘永委員から、「年次有給休暇の取得数について、県警察の職員は県庁職員と比較して、同水準なのか。民間企業等と比較すると休暇の取得状況は高い水準であると思うので、これから職業選択をされる方に、知っていただくことも大切である。警察官の採用

関連の報道も行っているようなので、引き続きよろしく願います。」旨の発言があり、警務部長から、「年次有給休暇の取得数については、県庁行政職員と比較しても同水準である。」旨の説明があった。

野村委員長から、「一般の方は、警察官は休めないといったイメージがあると思うが、今回の特定事業主行動計画への取組を公開することで、働き方を見直しているといった情報を知ってもらうことに繋がるのではないか。目標の見直しについて、年次有給休暇の取得目標を職員の60%が15日以上取得とすることで、内容の実質化がされたことは良いと思う。超過勤務時間を削減することは困難な部分もあるかもしれないが是非達成してほしい。警察官は休めないといった印象を払拭できるよう、よろしく願います。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

- (1) 警察署協議会委員の辞職
公安委員会会務官から、警察署協議会委員の辞職について説明を受け、決裁した。
- (2) 警察署協議会内規の一部改正
公安委員会会務官から、警察署協議会内規の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (3) 苦情の申出の受理（2件）
公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた2件の苦情の申出について要旨の説明を受け、決裁した。
- (4) 山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部改正
運転免許課長から、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (5) 警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の一部改正
運転免許課長から、警察署用公安委員会公印の使用に関する内規の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (6) 運転免許の技能試験官の指定等に関する内規の一部改正
運転免許課長から、運転免許の技能試験官の指定等に関する内規の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (7) 苦情の申出に対する調査結果及び回答
地域企画課長から、1月21日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。
- (8) 審査請求の審理
交通規制課長から、審理経過の説明を受け、令和6年6月19日に受理の報告を受けた審査請求について、裁決書を決裁した。
- (9) 美祢線代行バス増便計画に係る公示等
交通規制課長から、美祢線代行バス増便計画に係る公示等について説明を受け、決裁した。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正
生活安全企画課長から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (11) 山口県暴力団排除条例施行規則の一部改正
組織犯罪対策課長から、山口県暴力団排除条例施行規則の一部改正について説明

を受け、決裁した。

- (12) 山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部改正
警察県民課長から、山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (13) 山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部改正
会計課長から、山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部改正について説明を受け、決裁した。
- (14) 警察職員の派遣に係る援助要求（2件）
警備課長から、宮城県公安委員会からの東日本大震災15年被災地御見舞等の警衛警備に係る援助要求、福島県公安委員会からの東日本大震災復興状況ご視察の警衛警備に係る援助要求について、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

- (1) 令和8年度警察学校合同入校式の実施
警察学校副校長から、4月6日に実施を予定している合同入校式の実施要領について、説明を受けた。
- (2) 山口県公安委員会事務の専決状況
生活安全企画課長から、2月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、2月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、2月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。
- (3) 犯罪被害者等早期援助団体規則に基づく公安委員会報告
警察県民課長から、令和8年度における公益社団法人山口被害者支援センターの事業計画等について、報告を受けた。
- (4) 周南警察署建設事業
会計課長から、周南警察署建設事業について、報告を受けた。
- (5) 聴覚障害者に配慮した新型警光灯を搭載したパトカー整備状況
会計課長から、聴覚障害者に配慮した新型警光灯を搭載したパトカーの整備状況について、説明を受けた。
- (6) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況
人身安全・少年課長から、2月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。
- (7) 監察関係業務報告
監察官から、監察案件及び2月中の非違事案について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。